

被害を受けた皆様へ

台風14号では、主に島田川流域の一部で、越水などによる被害が起きました。被災された市民の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。市では、災害についての各種相談を、関係するそれぞれの係で受け付けています。また、災害に関連した公的な貸付制度や支援制度などは、次のとおりとなっておりますので、希望される人はそれぞれの問合せ先に「ご相談ください」。

支援制度など

【住宅や家財の被害】

災害援護資金
貸付対象 全壊世帯、半壊世帯、家財の3分の1以上の被害を受けた世帯（所得制限あり）
貸付限度額 150～350万円（災害の内容で限度額が変わります）
貸付利率 年3%（据置中無利子）
償還期間 10年（据置3年）
借入申込期限 平成17年12月16日



島田川の越水により道路が陥没

被災状況（9月7日現在調べ）		
住宅	床上浸水	8棟
	床下浸水	41棟
農林	農道	7か所
	水路	5か所
	松林倒木	216本
水産	施設	1か所
	海岸	1か所
土木	道路	1か所
	倒木処理、道路清掃	10か所
文教	小学校	5校
	中学校	5校
	その他施設	5か所
その他の施設		2か所

この被害状況は中間調査によるものです。

申し込み・問合せ 社会課社会保険係 0833(74)3004
生活福祉資金
貸付対象 低所得世帯（所得制限あり）、他の制度が利用できない世帯
貸付限度額 災害援護資金150万円、住宅資金250万円
貸付利率 年3%（据置中無利子）
災害援護資金は県の利子補給対象
償還期間 災害援護資金7年以内（据置1年）、住宅資金7年以内（据置6月）

申し込み・問合せ 社会福祉協議会 0833(74)3020
母子・寡婦福祉資金
貸付対象 母子家庭の母、寡婦
貸付限度額 住宅資金：一般150万円、特別200万円/転宅資金：26万円
貸付利率 年3%（据置中無利子）
償還期間 住宅資金6年6月以内（据置6月）、転宅資金3年6月以内（据置6月）
申し込み・問合せ 社会課児童家庭係 0833(74)3006

災害見舞金
住居が半壊（流失を含む）以上の損壊を受けた場合、または被服履具その他の生活に必要な家財を喪失・損傷し応急的な援護を必要とする場合は、申請してください。該当する世帯主の方には、3万円の見舞金を支給します。
申請・問合せ 社会課社会保険係 0833(74)3004

災害により住居に被害を受けた方へ
住宅金融公庫では、災害復興住宅資金（住宅の建設資金、購入資金または補修資金）の融資を行っています。
相談窓口 住宅金融公庫中国支店 082(221)8716 月～金曜日および第1・3日曜日9時～17時

【農業関係】
山口県東部農業共済組合制度加入者へ
水稲や畑作物、果樹、施設などの農業共済加入者で、被害を受けた方は

10月から介護保険法が改正されます

介護保険サービスの本人負担額が変わります

在宅サービスと施設サービスの利用者負担の公平性の観点から、介護保険施設などの居住費と食費が保険給付の対象外となり、本人負担になります。

利用者負担段階（収入などにより決定）が新たに創設され、それに基づき本人負担額は決定されます。

【本人負担となる

介護保険サービス
在宅サービス
デイサービス（通所介護）・デイケア（通所リハビリテーション）：食費
ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）：滞在費・食費
施設サービス
介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）：居住費・食費

なお、介護保険施設およびショートステイの利用者負担（居住費・食費などを除く）の1日あたりの単価について

では、今回の改正により下がります。

居住費（滞在費）・食費の負担額の軽減制度について

生活保護を受けている人や市民税非課税世帯の人は、介護保険施設の居住費と食費が、また、ショートステイの滞在費と食費が、下表のとおり軽減されます。対象となる人は、事前に申請（介護保険負担限度額認定申請）が必要となりますので、印鑑をお持ちのうえ、介護保険課に申請してください。

なお、介護保険施設入所者の食事の標準負担額減額については、9月末で廃止となります。

高額介護サービス費の負担上限額の見直し

介護保険サービスの1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた金額が申請により後日払い戻されますが、利用者負担段階が第2段階の人については、1か月の介護保険サービスの1割負担額が次のように変更になります。

・9月利用分まで
上限額2万4600円

・10月利用分から
上限額1万5000円

社会福祉法人による利用者負担減免制度の見直し

社会福祉法人が提供しているサービス（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム）を利用している人で次の要件を全て満たす人のうち、その人の収入や世帯状況、利用者負担などを総合的に勘案し生計が特に困難であるとして市長が認められた人については、介護保険サービスの1割負担から4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を減額します。

【対象要件】

- ・市民税非課税世帯であること
- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下であること
- ・預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下であること
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ・負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと

山口県東部農業共済組合に「連絡ください。0820(52)5196

台風災害のごみ処理について

台風14号の被害により発生した家庭ごみを、焼却場または埋立処理場に直接搬入される場合は、処理手数料の免除制度があります。なお、免除申請には「り災証明書」が必要です。

問合せ 環境事業課0833(72)1400

「り災証明書」の発行

各種手続などに必要な「り災証明書」は、次の窓口で発行しています。お申し出ください。

住宅や家財の被害 社会課社会保険係0833(72)3004

災害の経過

9月6日
13時30分 災害対策本部を設置
18時15分 三井6・8丁目避難勧告（270世帯）、原・島田7丁目避難勧告（254世帯）
20時10分 下中郷の一部、下小周防の一部に避難勧告（31世帯）
21時35分 立野・周南の一部に避難勧告（2世帯）
9月7日
1時30分 三井6・8丁目、原・島田7丁目避難勧告解除
6時30分 すべての避難勧告解除
10時 災害対策本部を廃止

10月からの居住費（滞在費）・食費の負担額の月額目安（軽減制度適用後）

対象者	利用者負担段階	居住費（相部屋）	食費
生活保護受給者	第1段階	0円	10,000円
市民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者	第2段階	10,000円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第3段階	20,000円
上記以外の人	第4段階	施設と利用者の契約により決定	

実際の負担額は、日額で計算されます。上記のほかに、介護保険サービスの1割負担があります。

3 問合せ あいぱく光 介護保険課 介護保険係0833(74)300